

農業委員会について

平成 2 6 年 2 月

農林水産省

1 農業委員会の制度について

- 農業委員会は、農業委員会法に基づく市町村の**独立行政委員会**
- 全国 1,742 市町村のうち、1,699 市町村で **1,710 の農業委員会が設置(平成24年10月1日)**

農業委員会の設置基準

- 原則として市町村に1つ設置（必置）

<例外>

- 農地面積が著しく大きい場合等は、区域を2以上に分けて、その各区域に農業委員会を置くことができる。
 - 農地のない市町村には、農業委員会を置かない。
 - 農地面積が著しく小さい場合(都府県200ha以下、北海道800ha以下)は置かないことができる（設置するか否かは市町村が選択）。
- ※岡山県早島町は、平成20年に農業委員会を廃止したが、その後、平成24年に農業委員会を再度設置。理由としては、違反転用の監視や農家の意見集約が必要との意見が農家から出されていたことや、農地転用案件の件数が多く、市町村部局で審査するには負担が大きかったことがある。

参考：根拠法律

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)
第3条 市町村に農業委員会を置く。

地方自治法(昭和22年法律第67号)
第202条の2

- 4 農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。

2 農業委員会の構成について

○ 委員は、**選挙による委員**と**選任による委員**（団体代表及び市町村議会推薦）からなる

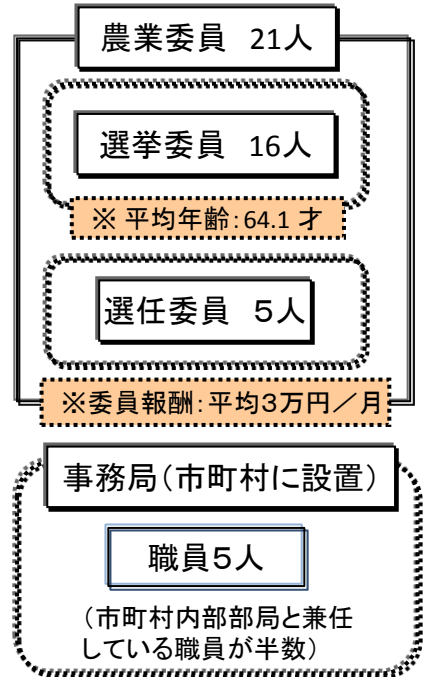
【選挙による委員（40名以下で条例で定数）】

- ・ 選挙は、**公職選挙法を準用**して3年に1度行われる。（投票実施は、**約1割**で9割は無投票当選）
- ・ **選挙権、被選挙権**は、農業委員会の区域内に**住所を有する**20歳以上の者で、以下のもの
 - ① 都府県で10a以上、北海道で30a以上耕作の業務を営む者
 - ② ①と同居する親族又は配偶者
 - ③ ①の面積以上の耕作の業務を営む**農業生産法人**の構成員

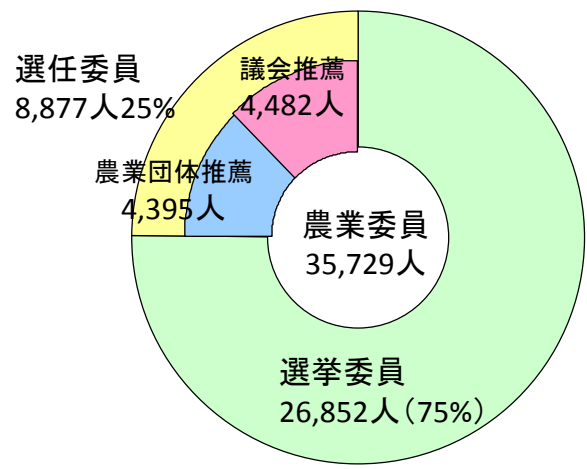
【選任による委員】

- ①
 - ・ 農業協同組合
 - ・ 農業共済組合
 - ・ 土地改良区
 } の推薦した理事又は組合員 各1名
- ② 市町村議会推薦の学識経験者 4名以内

平均的な農業委員会の姿

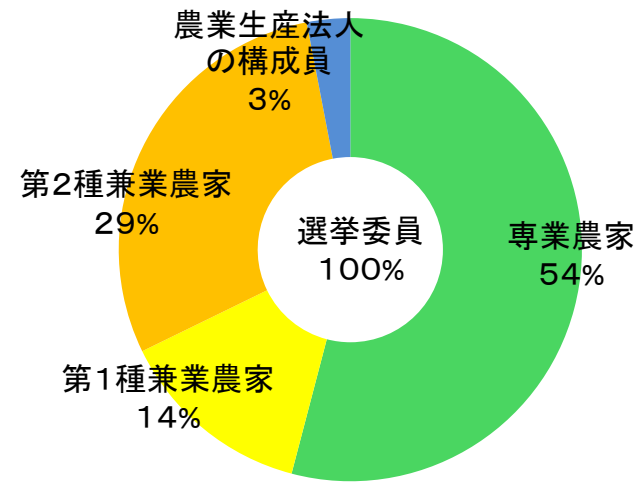


選挙・選任別農業委員数 (平成24年10月1日現在)



- 【農業団体推薦委員の内訳】**
- ・ 農業協同組合理事等 1,919人
 - ・ 農業共済組合理事等 1,306人
 - ・ 土地改良区理事等 1,170人

専兼別選挙委員割合 (平成24年10月1日現在)



3 農業委員会の業務について

- 所掌事務は、1. 農地法等に基づく許可事務等
 - ① 農地の権利移動の許可
 - ② 都道府県知事の農地転用許可に関する意見具申 等
- 2. 農地のあっせん
- 3. 農業及び農民に関し、意見公表、行政庁への建議 等
- 平成16年の農業委員会法改正、平成21年の農地法改正により、農業委員会の役割は大きく変化

(従来)
個別の申請等を前提とする
受け身の業務が中心

- ・ 農地の権利移動の許可
- ・ 都道府県知事の農地転用許可に関する意見具申

地域全体としての農業振興に積極的に関与する能動的な
業務を追加

(平成16年農業委員会等に関する法律改正後)

- ・ 農地の利用の集積
- ・ 法人化その他農業経営の合理化

(平成21年農地法改正後)

- ・ 地域の農地利用状況の調査 [毎年1回調査]
- ・ 遊休農地の所有者に対する指導・勧告等(平成25年改正後は意向調査等)
- ・ 地域の農業者の徹底した話し合いによる人・農地プラン(地域の中心経営体を明確にし、そこに農地を集積していくプラン)の作成にも積極的に関与

※ なお、農業委員会の業務や審議過程を透明化するため、ほぼ全ての農業委員会以下で以下の取組を実施

- ① 総会等の審議過程を詳細に記録した議事録を作成・公開
- ② 許可のポイントや申請に必要な書類、記載マニュアル等を作成・公開
- ③ 農業委員会活動の目標とその達成状況を作成・公開

農地の権利移動関係の業務

- 農地の売買・貸借の許可・届出(農地法第3条)
全国:67,861件、51,163ha 1農業委員会当たり年間40件
- 農用地利用集積計画の決定(基盤法第18条)
全国:352,669件、186,701ha 1農業委員会当たり年間206件
- 農地の賃貸借の解約の許可・届出(農地法第18条)
全国:43,945件、24,329ha 1農業委員会当たり年間26件
- 農地の利用関係のあっせん(平成23年度実績)
全国:30,443件 1農業委員会当たり年間18件

(参考) 農地法第3条の不許可

平成21年12月15日から平成22年6月30日までの間、農地の売買・貸借の許可申請 40,224 件に対し、「農地の全てを効率的に利用していない」「下限面積に満たない」等の農地法第3条の要件を満たさないことを理由に不許可となったのは、280件(0.7%)。

※農林水産省構造改善課「改正農地法等の施行状況調査」

資料:農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査(平成23年)」

農地転用関係の業務

- 農地転用の知事許可関係業務(農地法第4条、第5条)
全国:62,936件、5,097ha 1農業委員会当たり年間37件
- 農地転用の届出(市街化区域内)関係業務(農地法第4条、第5条)
全国:64,147件、3,247ha 1農業委員会当たり年間37件

資料:農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査(平成23年)」

遊休農地に対する指導など

- 農地の利用状況調査(農地法第30条第1項)(平成23年度実績)
実施農業委員会数:1,713(全委員会)(年1回以上)
- 遊休農地の所有者に対する指導(農地法第30条第3項)(平成23年度実績)
全国:139,947件、21,620ha
1農業委員会当たり件数:年間82件
面積:年間12.6ha

資料:農林水産省経営局農地政策課調べ

4 農地台帳について

- 農業委員会は、
 - ① 農地の権利移動の許可等法令業務の執行に要する**基礎資料**として
 - ② **遊休農地の発生防止・解消**等の構造政策の推進に活用するため**農地台帳を整備**
- 平成25年の農地中間管理機構関連2法による、農地台帳及び地図の作成・公開を義務づけ

農地台帳

- ・ 所有者・借受者の氏名、住所
- ・ 農地の所在、地番地目、地積
- ・ 地域区分(農振農用地等)
- ・ 賃貸借等の設定状況
(権利の種類、期間、賃借料等)
- ・ 遊休農地の措置状況
(利用状況、指導履歴等)
- ・ 納税猶予の適用状況
(すべての農業委員会で整備済み)

「電算処理システム」の導入

(9割の農業委員会で導入済み)

「農地地図情報システム」の導入

- ・ 地番図
 - ・ 航空写真
- (4割の農業委員会で導入済み)

「農地地図情報システム」まで整備すると、情報を地図化して見ることが可能になる

- 耕作者別の経営農地の色分け
- 経営者の年齢別の農地の色分け
- 利用権設定の終期ごとの色分け

5 農業委員会の改革の推移

設置基準

平成10年
(農業委員会法政令改正)

農業委員会の必置面積
基準の引上げ
(都府県: 30ha→90ha,
北海道: 120ha→360ha)

平成16年
(農業委員会法改正)

- ・農業委員会の必置面積基準の引上げ
(都府県: 90ha→200ha、
北海道: 360ha→800ha)
- ・選挙委員の下限数を撤廃
(上限は40名)

平成25年
(第3次分権一括法改正)

農業委員会の選挙区を市町村の判断で分割できるよう政令基準を廃止

委員

平成14年(通知)

選任委員について、
認定農業者、青年・
女性農業者等の担
い手が選任されるよ
う通知を発出

女性選任委員数
(選任委員に占める割合)
平成13年 1,034人(7.0%)
平成24年 1,736人(19.6%)
認定農業者選任委員数(同上)
平成18年 1,806人(18.7%)
平成24年 2,392人(26.9%)

平成19年(通知)

選任委員について、公
平・中立の立場から判
断できる者を選任する
よう通知を発出

学識経験者である選任委員数
(選任委員に占める割合)
平成21年 4,617人(50.3%)
平成24年 4,482人(50.5%)

業務運営

平成21年(通知)

審議過程
を詳細に
記録した
議事録の
作製・公開

業務内容

平成16年
(農業委員会法改正)

- ・農地の利用の集積
- ・法人化その他農業経営の合理化を追加

平成21年
(農地法改正)

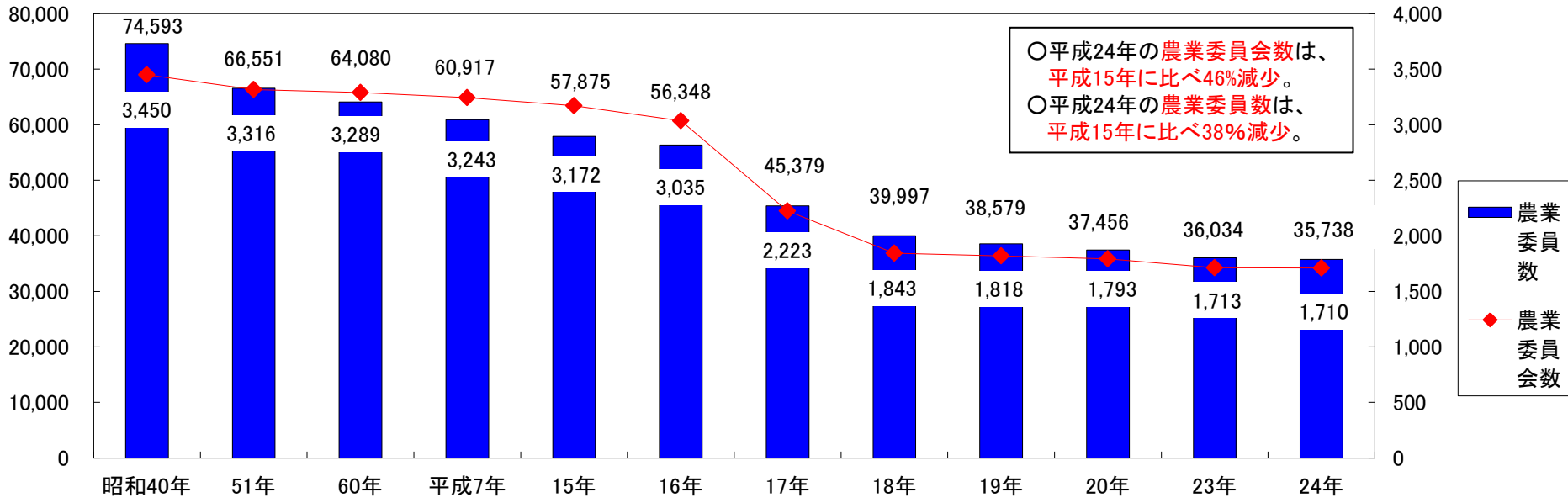
- ・地域の農地利用状況の調査
- ・遊休農地の所有者に対する指導・勧告等を追加

平成25年
(農地法改正)

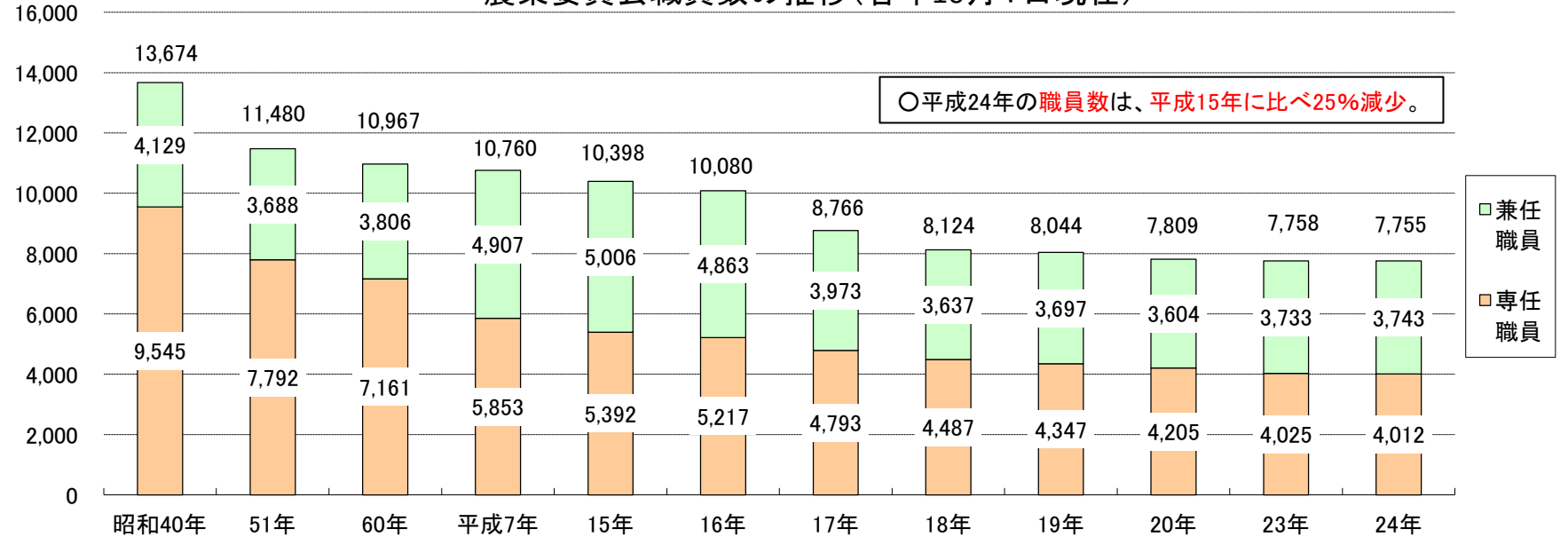
- ・遊休農地解消措置の改善(利用意向の確認)
- ・農地台帳の作成及び公表の法定化

6 農業委員会の組織の変遷

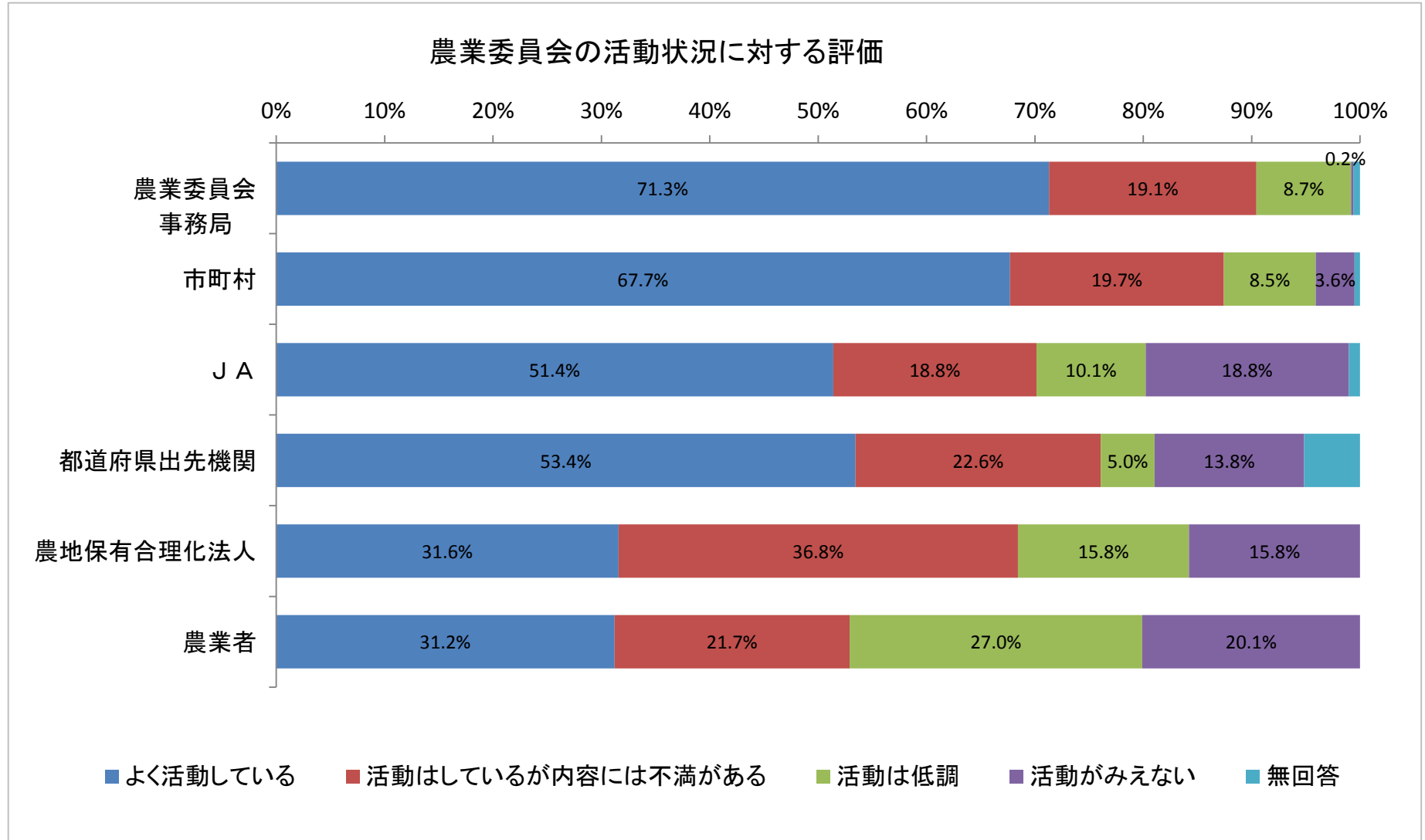
農業委員会数及び農業委員数の推移(各年10月1日現在)



農業委員会職員数の推移(各年10月1日現在)

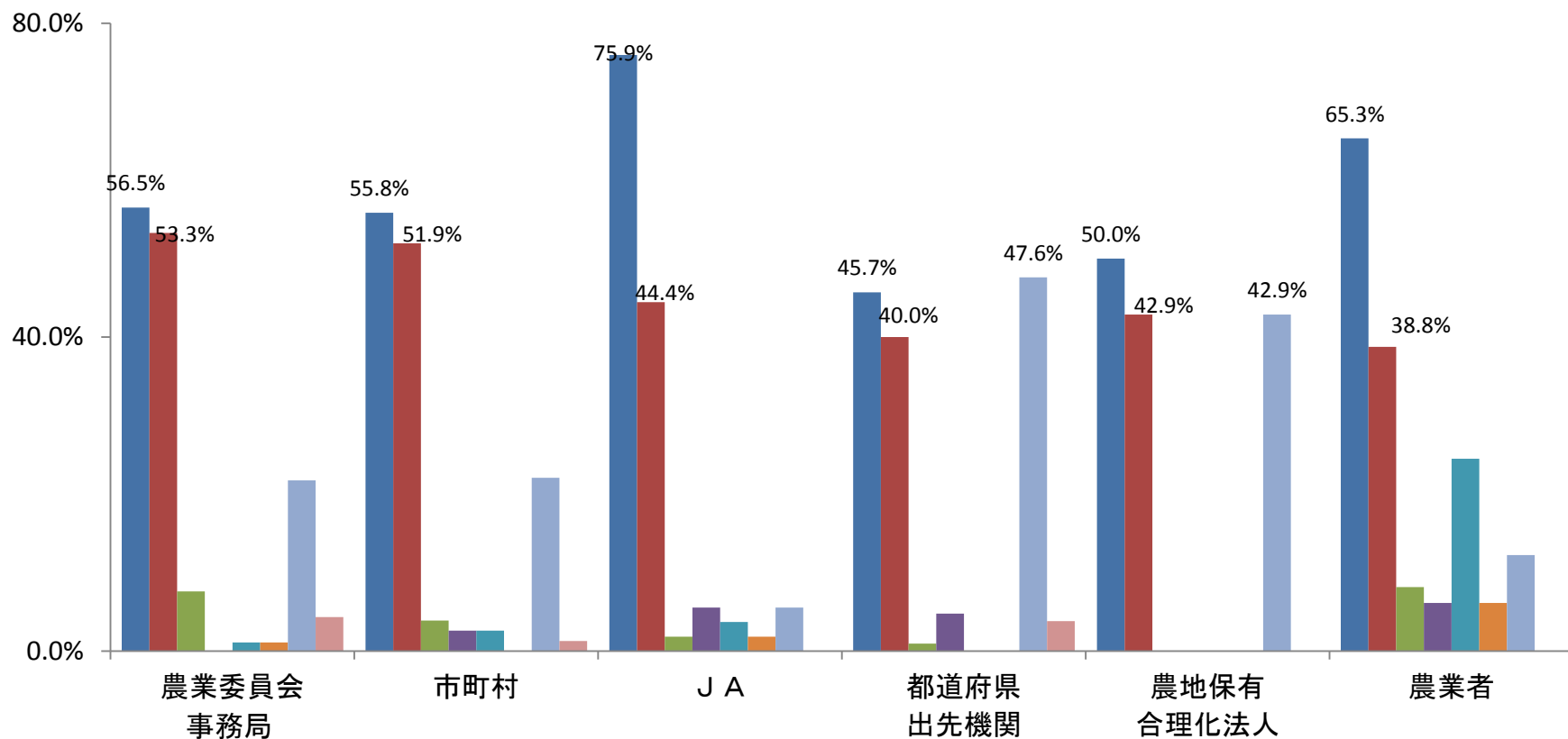


7 農業委員会のあり方に対する農業者等の意見



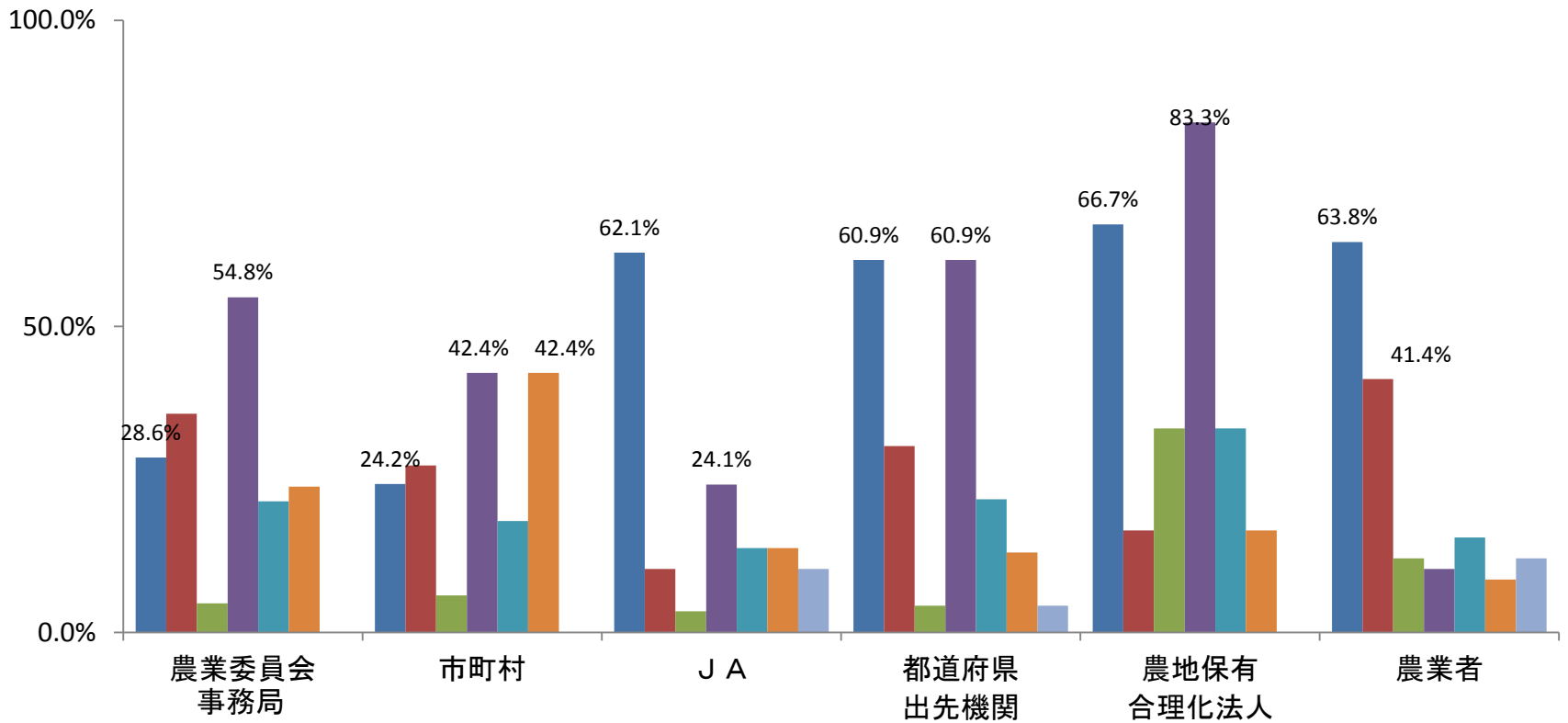
農業委員会のあり方に関するアンケート調査(実施期間:平成24年1月から2月)

活動に不満がある理由【複数回答】



- 農地集積などの農家への働きかけが形式的
- 監視活動は行っているが、遊休農地や違反転用の是正措置を講じない
- 農地の権利移動の許可業務が公正・公平でない
- 農地転用関係業務が公正・公平でない
- 農地集積について兼業農家の意見を優先し担い手農家の声を聞かない
- 農地集積について担い手農家の意見を優先し兼業農家の声を聞かない
- その他
- 無回答

活動が低調な原因【複数回答】



■ 農業委員は名誉職になっているから

■ 農業委員は関係者ばかりになっているから

■ 農業委員会の活動に必要な予算が不足

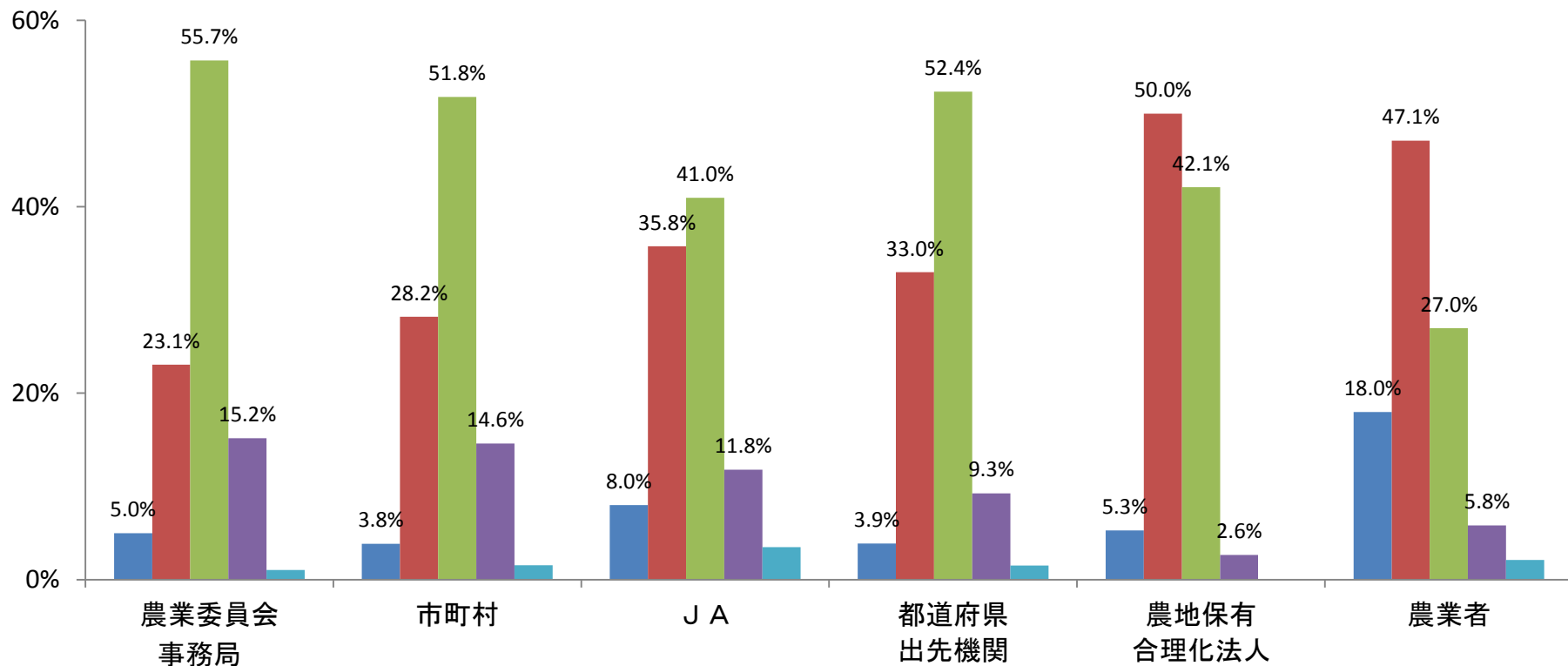
■ 無回答

■ 農業委員には兼業農家が多いから

■ 農業委員会事務局の人手が不足しているから

■ その他

農業委員会に対する指摘に対する考え



■ 農業委員会は廃止して市町村等の機関に業務を移管すべき

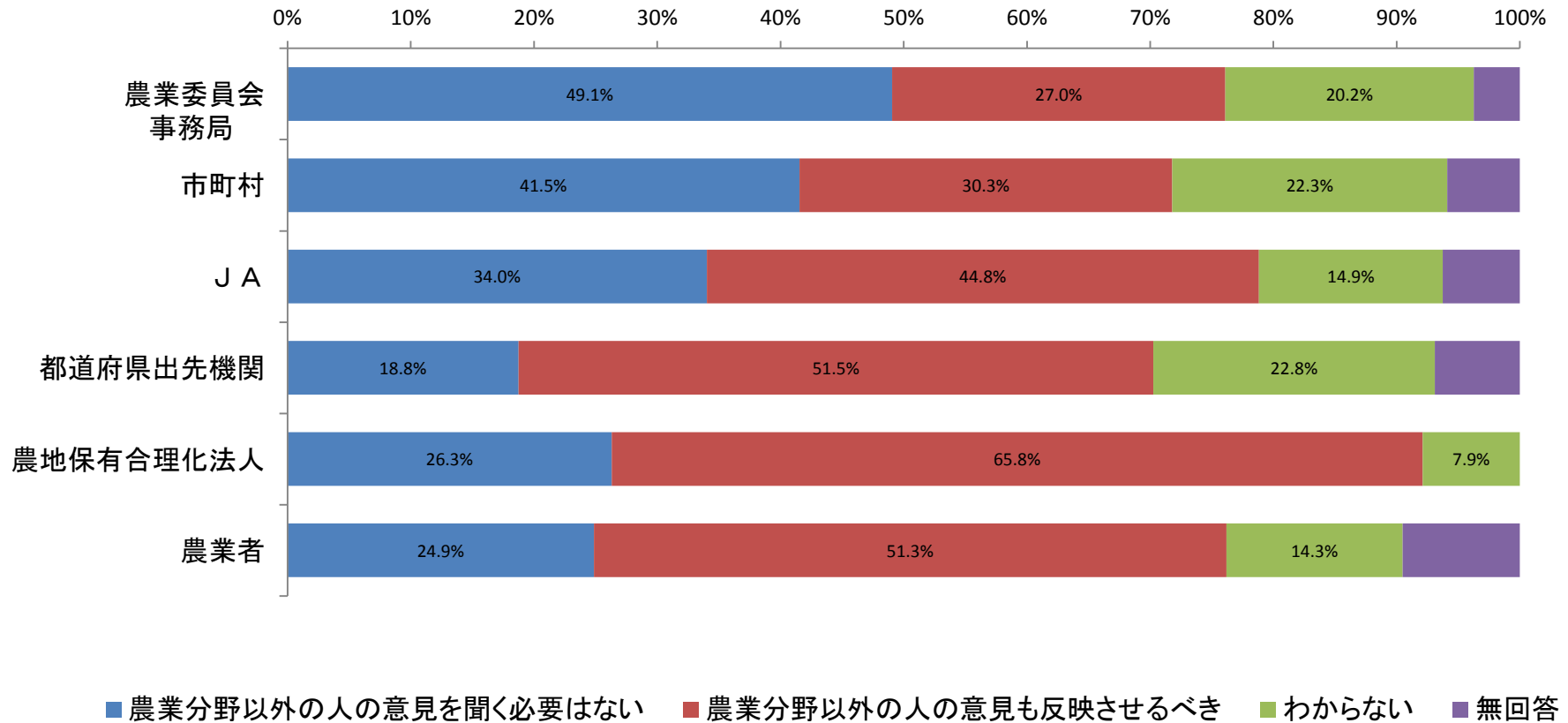
■ 農業委員会は必要だが、果たすべき役割は見直すべき

■ 農業委員会の役割は評価でき、今後とも引き続き重要

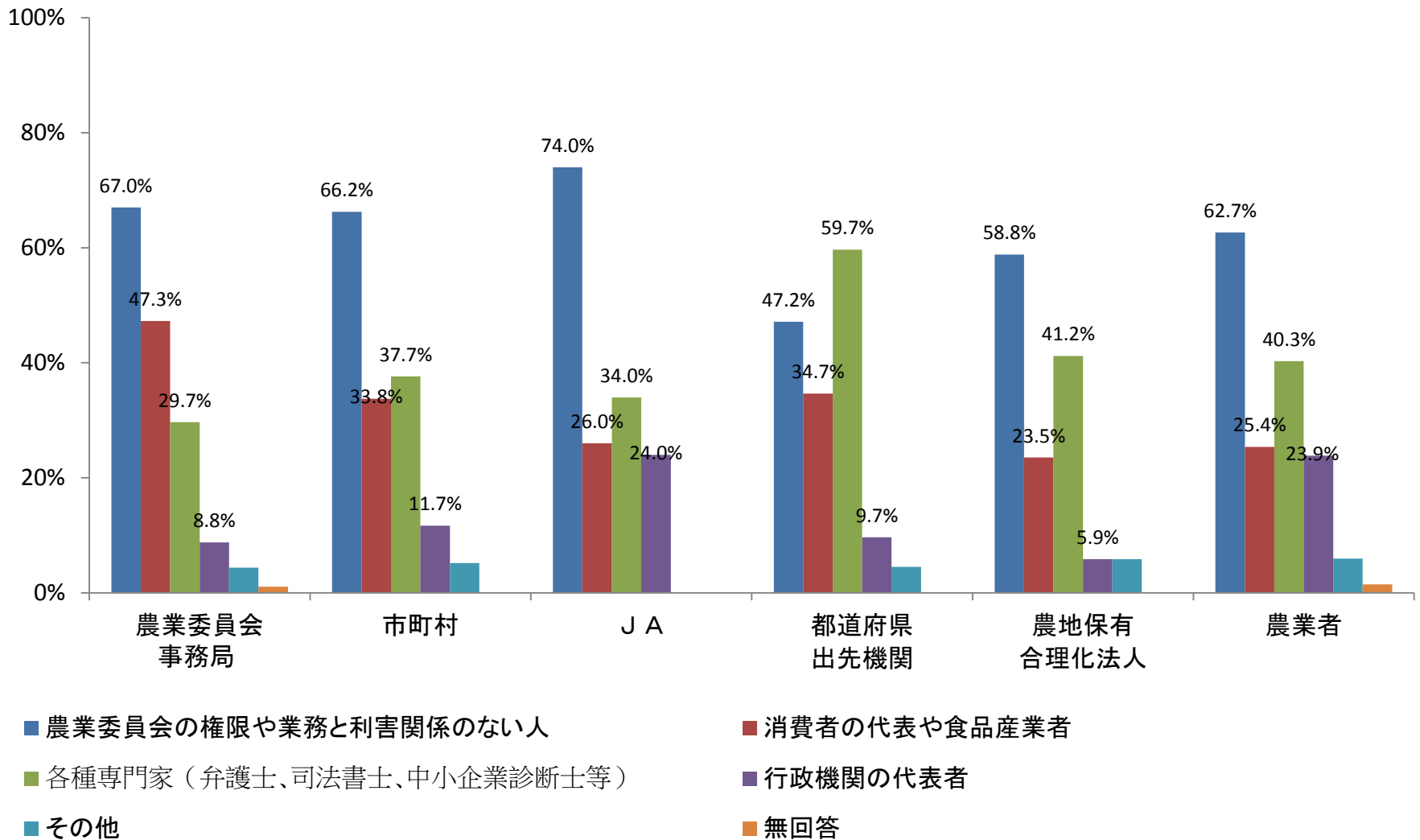
■ 21年農地法改正から間がないのでよく分からない

■ 無回答

農業分野以外の人 の意見を聞くべき との見解に対する考え



何らかの立場で意見を反映させる場合に望ましい者【複数回答】



8 農業委員会系統組織について

○ 農業委員会法に基づき、**県段階に都道府県農業会議、全国段階に全国農業会議所**が設けられている。

全国農業会議所

(1)

【会員】

1. 都道府県農業会議
2. 全国農協中央会、農協連合会
3. 農業の改良発達を目的とする団体
4. 学識経験者で総会で指名したもの

【業務】

1. 意見の公表、行政庁への建議、諮問に
応ずる答申
2. 都道府県農業会議の業務に対する
指導・連絡
3. 調査及び研究 等

都道府県農業会議

(47)

【会員】

1. 農業委員会の会長
2. 県農協中央会の会長等
3. 県共済組合連合会等の理事
4. 農協等の理事
5. 県土連などの農業の改良発達を
目的とする団体の理事
6. 学識経験者で会長が指名した者

【業務】

1. 農地法に基づく農地転用の許可に係
る都道府県知事への答申等
2. 意見の公表、行政庁への建議、諮問
に
応ずる答申
3. 農業委員会への協力
4. 調査及び研究 等